

紹介

若尾祐司著

『ドイツ奉公人の社会史』

——近代家族の成立——

本書のテーマは、一八世紀後半からワイマール期に至るドイツ奉公人の社会史であり、独自の社会集団を形成した奉公人の消滅過程の分析をおして、「家」から家族への移行の歴史を、裏面から把握することが主要な狙いとなっている。その意味で本書は、副題からもわかるとおり、近代家族史の研究書といえることができる。まず、序章「『家』の歴史と奉公人」で著者が提起している本書のいくつかの課題を、整理・紹介してみよう。

まずその一つが、「市民革命の道」を歩んだ西欧諸国における奉公人の消滅過程との比較である。これら西欧諸国では、一九世紀のうちに農業奉公人は解消し、奉公人制度は近代的雇用契約の一環をなす家事奉公へと一元化していく。それに対してドイツの場合、二〇世紀初頭にも膨大な農業奉公人が残存していたし、また伝統的奉公人

制度が一九世紀を通じて維持された。ここでも西欧近代化過程における、「ドイツの特殊な道」という問題が浮かびあがってくる。

次に著者は家共同態と家父長支配という問題に触れ、家父長支配を永遠不滅の自然的心情とみなすリールの民俗主義的イデオロギーを批判する。それだけではなく、ラズレットやアリエスに見られる最近の家族史研究の動向をも、リールと同一の地平に見る。つまり伝統的な家族の危機という意識から生まれる過去回帰の傾向が、これらの研究にも読みとれるというのである。しかしこの「危機」のなかにこそ、「家父長支配からパートナー関係へ」の新しい歴史的可能性を垣間見るべきことを、著者は主張する。この過程を奉公人論の側面から把握しようというのが、本書の究極の目標である。それでは、本書の内容を順を追って紹介してみたいと思う。

第一章「封建的身分規制下の奉公人」は前史と呼ぶべき部分であり、奉公人身分の成立と封建制下でのその展開を扱っている。奉公人制度の成立史は、著者も認めるとおり、不明瞭な点が多く、研究の余地を残す

分野のように思える。とりあえず本書では、F・W・ヘニクにしたがって、「国土開墾と東方植民」の時代に、奉公人身分が大規模に登場したと想定されている。このため奉公人制度は、貴族直営地経営に付随した農民子弟の強制奉公の性質を帯びる。従来わが国で「奴婢」と訳されてきたゲジンデに、奉公人の起源を求めているわけである。次に一八世紀中葉に公布された三つの奉公人令から、奉公人関係の制度的枠組が、九つの項目に分けて明確にされる。

第二章「強制奉公から形式的自由奉公へ」では第一章に引き続き、奉公人制度が追跡されている。そのさい考察の対象は、強制奉公の廃止過程に焦点が置かれ、プロイセン王国の動向に限定されている。まず強制奉公が緩和へと向かう傾向が述べられたのち、四つの法令の奉公人規定が時系列的に探究され、最終的に一八一〇年のプロイセン王国奉公人令で、強制奉公が消滅する過程が示される。

第三章「農業奉公から家事奉公へ」では、一九世紀の三つの時期の人口調査記録が利用され、奉公人のおおよその量的比重と推移、そのなかに示される基本的傾向が確定

される。結論としては、農業奉公から家事奉公へ、そして奉公人の女性化という傾向が、一九世紀ドイツの奉公人をめぐる基本的動向であった。

第四章「農村の奉公人」では、農民家政における農業奉公の構造的特質が、奉公人日常生活の側面から検討される。一九世紀前半には、「農民解放」後の農村「窮乏化」により、雇主＝農民と奉公人＝下層農という階級的亀裂の危機が孕まれた。この危機と結びついた農村不穏への対応として、奉公人警察行政の強化が遂行された経緯が説明される。ここでさらに雇主の家父長権の問題も言及され、奉公人に家父的服従を強制する警察行政的・国家的措置の強化が、三月革命挫折の所産となったことが述べられている。このように労働関係における家父長支配を容認した点に、ドイツ自由主義の特殊な権威主義の性格が存在した。このあたりが、序章で紹介した「ドイツの特殊な道」という問題につながっているようである。

介
紹
とはいえ、権威主義は市民階級に固有なものとして一般的には理解される。この問題を市民家族の構造自体に拡大したのが、第五

章「都市の奉公人」である。ここで考察の対象となるのは、農業＝家政的労働と完全に分化し、一九世紀の経過のうちに未婚女性の社会集団へと純化した家事奉公人である。最初に扱われるのは、市民家族の家計と奉公人需要の関係である。資本主義工業化に伴い、市民家族の家計構造は、生産的機能を解消して消費的機能に単純化された。つまりサラリーマン家計の創出がこの時期の特徴なのである。それなのに市民家族の奉公人需要はこの時期増加する。このパラドックスに著者は、市民家族のステイタス・シンボルという文化的社会的理由で答える。R・エンゲルジントのいう市民の封建化現象の一端がここにも顔を出す。だがなぜ奉公人保有を「不動の基準」としたのかという問題が残る。この課題は終章で、性的役割分担論＝女性差別の視角から扱われる。本章の残りの部分では、一九〇〇年のベルリン調査を中心に、家事奉公人の生活実態が活写され、さらにワイマル共和国下での奉公人令廃止への過程が説明されている。

終章「家父長支配の歴史的位相」では、近代への移行期における「家父長支配から

パートナー関係へ」という問題を基軸に、家父長支配の歴史的位相が整理されている。本章に委ねられた前章の課題に焦点を当て、紹介を続けよう。前近代的な労働共同態としての農民の家共同態が、家父長的支配という性格は、市民的家族理想をもつて克服へと向かう。しかし職任分離に伴う性的役割分担により、市民家族の妻と子供は全面的な経済的従属関係に陥る。この役割分担は「男女両性の自然的規定」として正当化され、子供の性格教育によって再生産される。したがって、肉体労働としての家事労働を妻が負担するということは、この市民家族の公理に反することになる。ここに家事奉公人＝女中が、市民家族の中に存在する余地があったと著者は見ているのである。

最後に紹介者として感じた疑問を一つ述べさせていたがたい。本書の考察対象は圧倒的にプロイセンに傾いているように思えるのだが、ドイツ全土に妥当するものなのかという疑問である。確かに強制奉公から形式的自由奉公への移行を語るには、プロイセンは格好のモデルとなるであろう。

だが著者が第一章で紹介しているコルマン

の見解から、奉公人制度の変遷の異なる道は考えられないのであろうか。特に中世において都市が発達した地域に関してどうなのであろうか。しかし、このような疑問はさておき、紹介者は、本書の視角の多様さと内容の豊富さが、さまざまな分野に携る研究者のニーズにこたえうるものと確信し、紹介の筆を執った次第である。

(A5判)二九六頁 一九八六年七月
ミネルヴァ書房 三五〇〇(円)
佐々木博光 京都大学大学院生

西 弘海著

『土器様式の成立とその背景』

一九八五年五月二二日、三八歳の生涯を閉じた西弘海氏の遺稿集が、その死を惜しむ人々の手によってまとめられた。

西氏は、奈良国立文化財研究所において、平城宮、藤原宮の調査に従事し、とりわけ古代の土器の研究に大きな業績を残されている。そのなかでも、奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告』Ⅶ(一九七六年)や同『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』Ⅱ(一九七八年)で示された土器の編年案は、今日、最も基本的な編年案として多くの研究

者に利用されているもののひとつである。このような西氏の土器に関する論考を中心に、講演記録なども収録され、本書によって西氏の学問の全貌を知ることができるように配慮されている。

本書は大きく三つの部分からなり、Ⅰ部には古代の土器様式論の分野に関する論考、Ⅱ部には古代の土器に関する講演記録、Ⅲ部には飛鳥、奈良時代を手がけられる以前の論考が収録されている。

Ⅰ部の七編の論文のなかで、「平城宮の土器」、「七世紀の土器の時期区分と型式変化」は、先に挙げた報告書に考察として収められたものであり、型式変化や時期区分のほか、法量にもとづく規格性なども論じられ、飛鳥、奈良時代の土器を考えるうえで基本的なデータが提示されている。「土器様式の成立とその背景」では、古墳時代から九世紀に至る土器様式の発展が述べられ、須恵器導入に伴う六世紀初頭前後の様式変化、あるいは七世紀初頭にみられる金属製容器の模倣にもとづく様式転換が明示された。以下では、器種分化と法量の規格性に特色づけられる律令的土器様式の成立と展開に力点が置かれることになる。各時

代の土器様式の分析の過程で、必ずその背景をなす社会、文化の状況との関連が追求されており、西氏の土器研究の基本姿勢がうかがえる。このような視角は「西日本の土師器」のなかにも現れており、資料に即して具体的に記述されるときにも、製作技術に対しても検討が深められ、説得力が高くなっている。「奈良時代の食器類の器名とその用途」は、膨大な量の出土資料の整理結果にもとづく厳密な器種分類を経たうえで、墨書土器あるいは『正倉院文書』を手がかりに器名比定を行い、その用途を考察した論文である。「法隆寺出土の七世紀の土器」では、法隆寺出土資料の紹介のうち、七世紀前半の土器編年における位置づけが示され、土器の実年代に対しても重要な意見が提示されている。

Ⅱ部に収められた三編の講演記録のなかで、「平底の土器・丸底の土器」では須恵器、土師器の製作技術がとりあげられ、底部の成形、調整を中心に技法の実体や変遷が語られている。丸底の土師器の製作技法など、通説に対してかなり大胆な発言もあり、示唆に富む。また、三国時代朝鮮の土器についてもしばしば触れられ、技法の比